

第 3 期三木市地域福祉計画（案）

概要版

平成 29 年 3 月

はじめに

社会全体で少子高齢化に伴う人口減少が進んでいます。三木市においては、高齢化率の上昇に加え、進学や就職を機会に若者世代の転出が多く、世代間のバランスが崩れるとともに、人口が継続的に減少しています。

こうした状況を改善するために第 2 期地域福祉計画の基本理念及び基本目標を継承し、市民、地域、事業者、行政がパートナーシップを発揮しながら、豊かな地域社会を育み、市民一人ひとりが豊かな暮らしを実感できる仕組みをつくり、地域福祉のさらなる推進のため、三木市独自の「生涯活躍のまち構想」（地域再生計画）を取り込み、第 3 期三木市地域福祉計画を策定しました。

今後、本計画に基づき、私たちがいきいきと生活していくための基盤を築き、すべての市民が元気で、安心して暮らせるまちづくりの実現をめざしていくものです。

第 1 章

計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

地域福祉とは、それぞれの地域において人びとが安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方です。「社会福祉法」には、地域住民、社会福祉関係者が、相互に協力して地域福祉の推進に努めるよう定められています。

平成 24 年 3 月に策定された『第 2 期三木市地域福祉計画』は、平成 24 年度から 28 年度までの 5 ヶ年計画となっていますが、計画を策定した後も、地域の福祉を取り巻く状況は、少子高齢化のいっそうの進行、「市民と行政との『協働』による地域福祉の推進」の考え方の浸透、介護保険制度の改正、介護サービスの規制緩和や、福祉サービス利用者の権利擁護の重要性の増大など、刻々と変化してきています。

このような社会情勢の変化等に対応するため、新たに平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 ヶ年を対象期間とする『第 3 期三木市地域福祉計画』を策定します。

2 計画の性格と位置づけ

(1) 地域福祉計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第 107 条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、同法第 4 条には「地域住民等は、相互に協力して、地域福祉の推進に努めなければならない」と規定されていることから、本市の地域福祉を推進するため、市民、関係機関、福祉サービス事業者と行政が一体となり、地域福祉計画を策定いたしました。

(2) 地域福祉計画に盛り込む事項

地域福祉計画は、次の 3 項目を一体的に定めることが求められています。

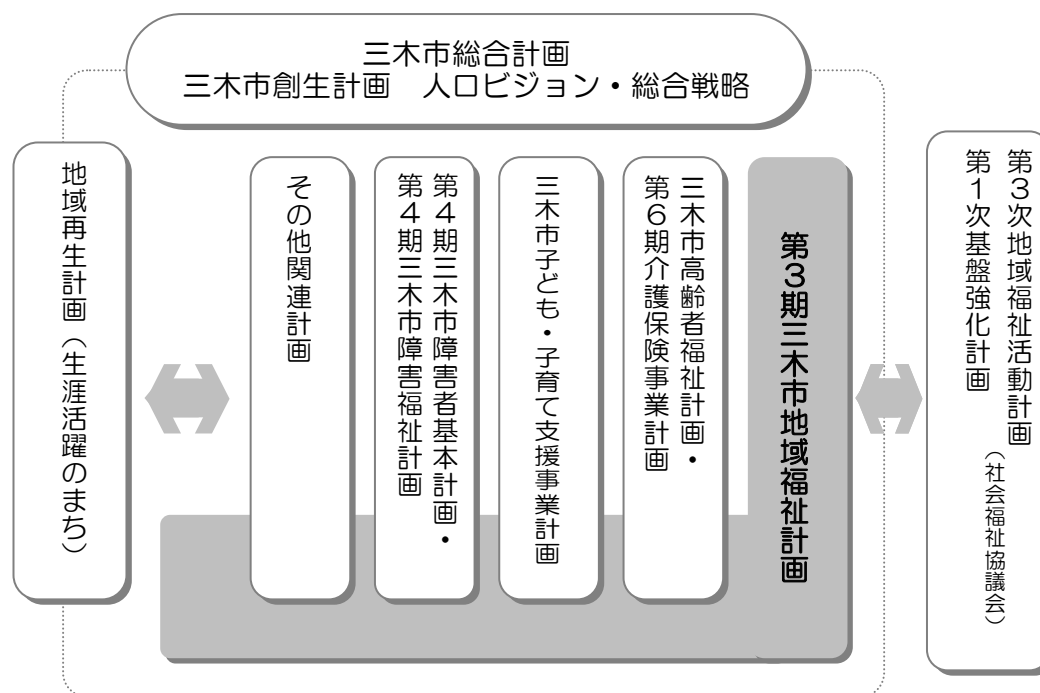
- ① 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ② 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ③ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(3) 分野別計画・関連計画との関係

本計画は、社会福祉法第 107 条に基づく計画で、本市における地域福祉を推進するための施策展開の基本となるものです。

計画の内容は、幅広い地域住民の参加を得ながら、地域での生活上の問題を解決したり、日常生活における自立を支援する体制の基盤づくりを、住民、福祉事業者、関係機関等や行政の協働により推進していく上での指針となります。

施策の展開にあたっては、国及び兵庫県の施策等との整合を図りつつ、社会情勢や国の方針に基づき、『第 2 期三木市地域福祉計画』で実施してきた施策を検証し、見直しを行っていきます。



【分野別計画・関連計画との関係性】

- 「地域共生社会」の実現を目指した地域包括ケアシステムの構築
（三木市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画）
- 地域での子どもや子育て家庭への支援（三木市子ども・子育て支援事業計画）
- 障がいのある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会の実現（第4期三木市障害者基本計画・第4期三木市障害福祉計画）

（4）地域再生計画（生涯活躍のまち）との関係

本市では、国が定める「生涯活躍のまち構想」である、大都市地域の中高齢者が、地方に移り住み健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療・介護を受けることのできる地域づくりに加え、若者・子育て世代など多世代をも対象とした構想としています。

地域住民が世代を超えて積極的な交流を図ることで、支え合いとまちの活性化を促進する「多世代共生による生涯活躍のまちづくり」を力強く推進していきます。

（5）地域福祉活動計画との関係

地域住民と地域の福祉の担い手であるボランティア、NPO法人等の民間団体が自主的・自発的に取り組む指標として三木市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」とも相互に連携を図ります。

3 計画の期間

本計画の計画期間は、平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 年間とします。

なお、国の福祉制度などの変更や、市民ニーズ、社会情勢の変化などに対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

4 計画策定の体制

本計画の策定は、学識経験者、各種団体、保健・医療・福祉分野の関係者、公募市民、行政関係者など、幅広い分野の関係者を委員とする「三木市社会福祉審議会」において審議されました。

また、庁内の関係課で構成する幹事会において協議を行い、策定段階から関わりを持つことで計画の実効性が確保されるよう努めました。

第 2 章

市の地域福祉を取り巻く現状

1 アンケート調査結果について

アンケート調査の概要

本計画の策定にあたり、市民の方々や、福祉活動者、福祉活動団体から、地域福祉に関する日常生活の現状や意識、福祉サービスや地域づくりに関する意見を聞き、本計画策定の基本資料とするため、平成 28 年 10 月に意識調査を実施しました。

○対象者

三木市在住の 18 歳以上を無作為抽出

○配布数及び回収数

郵送による配布・回収で、2,000 通配布し、1,053 通回収

2 計画策定に際しての課題と視点

アンケート調査結果や国等の地域福祉における動向を踏まえ、課題を整理するとともに、第 3 期三木市地域福祉計画を推進していくための 7 つの視点を導き出しました。

- (1) 地域の支え合い意識の醸成
- (2) 支援が必要な人を支えるセーフティネットの構築
- (3) 高齢者に対する地域での住まい・介護・生活支援等の一体的な提供
- (4) 地域での子ども・子育て支援
- (5) さらなる小地域福祉活動の推進
- (6) 避難行動要支援者の支援
- (7) 生活困窮者の自立支援

1 計画の基本理念

高齢者も若い人も、女性も男性も、障がいや病気のある人もない人も、さらには外国人も含めてすべての人が、住み慣れた地域や家庭で安心して心豊かに、その人らしく自立していきいきと暮らしていくことができるようなまちをつくっていくことが大切です。

『第2期三木市地域福祉計画』では、計画の基本理念を、「市民自らが地域課題の解決に取り組むために 豊かな『地域社会』を創り、育み、守る」と定めています。

『第3期三木市地域福祉計画』においても、社会情勢の変化による新たな課題に対応し、さらに本市の地域再生計画との調整を図りつつ、地域福祉の一層の推進を図るため、本計画の基本理念は前計画を踏襲し、福祉分野における市民・地域・行政の共通の目標としていきます。

【基本理念】

市民自らが地域課題の解決に取り組むために
豊かな『地域社会』を創り、育み、守る

2 基本目標

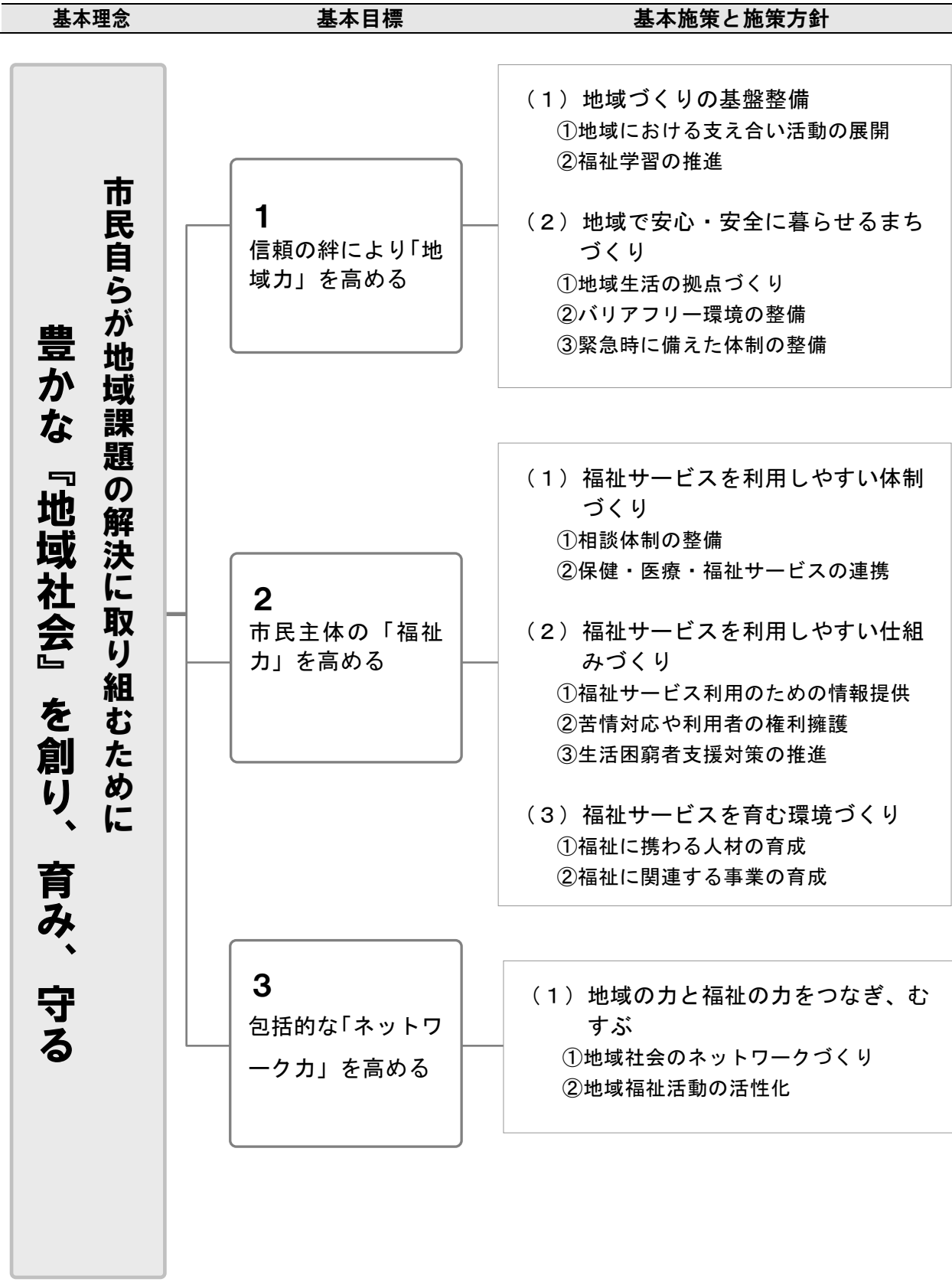
「基本理念」の内容を実現するための本計画の基本目標を、次の3項目とし、施策の方向を明らかにするとともに、その総合的な展開を図ります。

基本目標 1. 信頼の絆により「地域力」を高める

基本目標 2. 市民主体の「福祉力」を高める

基本目標 3. 包括的な「ネットワーク力」を高める

3 計画の体系



れに応じた専門的な相談体制の充実が必要です。

地域の様々な問題を受け止め、適切な解決と住みやすい地域づくりを図るため、高齢者や障がいのある人、子ども、家庭で介護や子育てをしている家族の悩みを受け止める総合的な相談支援体制の充実を図ります。

(2) 福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり ●●●●●●●●

【今後の方向性】

福祉制度を整えても、必要とする人にその情報が行き渡らないと制度の趣旨が失われます。支援を必要とする人に、安心してサービスが利用できるよう、福祉情報の提供体制の充実を図ります。

病気や障がいなどにより、判断能力に不安のある方の社会的孤立を防ぐ取り組みとして、支援の必要な人の把握や、必要な情報が提供されるよう、サービスの質の向上・確保を図ります。

「生活困窮者自立支援法」に基づき、現に経済的に困窮している生活困窮者を早期に発見し、問題が深刻化する前に包括的な支援を行い、生活困窮者の自立の促進を図っていきます。

(3) 福祉サービスを育む環境づくり ●●●●●●●●●●

【今後の方向性】

福祉サービスの向上と効率化を図るために、研修の開催や活動支援を充実させ、福祉や保健、介護にかかわる専門分野の人材を育成し、人材の確保に努めます。

また、民間事業者参入のための情報提供等を行い、市内の福祉サービスの充実に取り組んでいきます。

基本目標3 包括的な「ネットワーク力」を高める

(1) 地域力と福祉力をつなぎ、むすぶ ●●●●●●●●

【今後の方向性】

地域における福祉課題を、地域で解決していくために、各分野の既存のネットワーク等を活用し、地域や関係機関などをネットワークでつなぎ、その活動等を支援していきます。

ボランティア・NPO等へ参加を促進するため、その必要性和意義についての啓発を行うとともに、地域で求められているボランティア活動等の情報発信やボランティア講座の開催、ボランティア参加機会の提供の充実に取り組んでいきます。

計画の公表と推進

1 計画の公表

一人でも多くの市民に、本計画の基本理念、基本目標、施策内容などを理解してもらうために、市の広報やホームページなどを活用して広報を行っていきます。

2 市民協働による計画の推進

地域の多様な生活課題やニーズなどに対応していくためには、地域住民をはじめ、地域を構成するさまざまな主体と市が連携していくことが必要です。

地域住民が住み慣れた地域で支え合い、助け合いながら安全で安心して暮らせる地域づくりを行うため、地域住民をはじめ、市民協議会、区長協議会、老人クラブ、民生委員児童委員、ボランティア・NPO、事業者、地域医療機関、社会福祉協議会などと市がそれぞれの役割のもと責任をもって本計画を推進します。

(1) 地域住民の役割

一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の構成員の一人であることを自覚し、基本理念「市民自らが地域課題の解決に取り組むために 豊かな『地域社会』を創り、育み、守る」の実現を目指すことが必要です。

そのために、困っている人がいれば、支え合える暖かみのあるまちをつくっていくため、声かけやあいさつ、ちょっとした手伝いなど、自分がすぐにでも取り組めることから始め、各種講座や地域での集まり、地域活動、ボランティア活動などへ積極的に参加するなど、活動へつながる第一歩を踏み出していくことが期待されます。

(2) 市民協議会（まちづくり協議会）の役割

市民協議会（まちづくり協議会）は、地域住民が主体的、継続的に活動し、市民の創意によって地域の課題の解決を図り、いきいきとした地域をつくることを目的として各地区に設置されています。

その活動内容は、地域の将来目標の達成や課題の解決、および地域住民の交流のために必要な事業を推進することであり、より地域に密着した地域づくりの担い手としての役割があります。今後は地域における困りごとや生活を支援するサービスの不足などの課題を把握し、行政や関係団体との協議の場を設け、課題の解決に向け取り組んでいくことも必要となります。

また、中高年齢者のみではなく、若者や子育て世代も含めた多世代が共生する地域社会を創造する本市の生涯活躍のまち構想の推進においても、市民協議会（まちづくり協議会）が重要な役割を果たすことが期待されます。

（３）行政の役割

本計画は、三木市における地域福祉推進の指針となるものです。本計画の推進にあたっては、少子高齢化、地方分権等の社会環境の変化に伴う福祉ニーズの急激な変化に対応しつつ、施策のはざまにある福祉課題へ対応するため、高齢者施策、障がい者施策や子育て支援施策など各部門施策間の整合性を高めます。また、地域福祉は、福祉・保健・医療をはじめ、人権、教育、就労、住宅、環境など、市民生活と密接に関連する幅広い分野にわたるため、福祉施策だけでなく、全庁的なまちづくりを通じてより効果が見込めるよう、関係部局と緊密な連携を図ります。

また、庁内関係各課だけでなく、市民協議会（まちづくり協議会）、社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO などの関係機関・団体との連携を強化し、本計画を効果的に推進します。

3 計画の推進体制

本計画の進捗管理については、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉をはじめ多岐にわたる行政分野との連携体制の整備を図る必要があります。

また、地域福祉の推進には、市民、地域組織、福祉関係の専門機関など地域に関わる多様な主体と行政とが協働して取り組む必要があることから、実施する事業の進捗管理に加えて、地域での取り組み状況についても把握する必要があります。

本計画の検証・評価については、その実施方法の検討も含めて、その客観性・公平性の観点から、市民や関係団体、有識者で組織する「三木市社会福祉審議会」において、毎年実施し、施策のいっそうの充実を図っていきます。

計画の進行管理 = P D C A サイクル

